

「第3次沼津市行政改革プラン(案)」に関する意見募集の結果について

「第3次沼津市行政改革プラン(案)」について、パブリックコメントを実施したところ、多くの貴重なご意見・ご質問をいただきました。ご協力ありがとうございました。

いただいたご意見や市の考え方、計画への反映については、下記のとおりとさせていただきます。

1. パブリックコメントの実施状況

- 実施期間 : 平成28年6月21日(火)～平成28年7月20日(水)
- 意見提出 : 6通(5人:男性1人、女性5人)
- 意見数 : 19件
- 提出方法 : 持参:1通、電子メール:3通、FAX:2通

2. 提出された意見等及び市の考え方

番号	提出日	意見の内容(要約)	意見に対する考え方	修正の有無
計画策定の趣旨について				
1	7/20	<p>総務省は2014年4月「公共施設等管理計画」策定の通知を各自治体に行いました。これに基づいて公共施設マネジメントの推進があると考えられます。このような行政改革は、行政改革の基本を市民のニーズ・行政の役割から、経費削減・国の財政的特例措置にとらわれることが危惧されます。第3次沼津市行政改革プランについても、地方分権の進展と述べつつ、国の行政改革が柱となっています。真の地方自治を生かす行政改革を望みます。</p>	<p>公共施設マネジメントの推進は、本市が所有する公共施設の多くが今後更新時期を迎える中、これからの本格的な人口減少社会においても将来にわたり、安定的な市民サービスの提供ができるよう、社会情勢や施設利用者の需要の変化に沿った施設の最適化や適正な管理を進め、財政負担の軽減や平準化を図るものです。</p> <p>具体的な取り組み方法としては、公共施設の現状や課題を把握・整理し、有識者からの専門的知見に加え、アンケートやワークショップの開催等により市民意見を集約します。そのため、経費削減の視点からのみでなく、市民の利用需要を考慮して公共施設としての適正配置を進めてまいります。</p> <p>本プランの策定に当たっては、本市における行政改革の課題等について「沼津市行政改革推進委員会」でご協議いただき、先に挙げた「公共施設マネジメントの推進」のほか「民間活力を活用した契約制度の推進」「公民連携事業の推進」及び「市政情報の効果的な発信」を特に「重点を置いて取り組む改革」として本プランに掲げております。</p> <p>本プランの推進により、本市を取り巻く厳しい社会経済状況下においても引き続き質の高い行政サービスを提供するため、更なる行政改革に取り組んでまいります。</p>	無

番号	提出日	意見の内容(要約)	意見に対する考え方	修正の有無
公共施設マネジメントの推進 重点推進改革－3 学校教育施設の適正配置及び施設の再編				
2	7/20	地区センターが未だ整備されていない第二校区に住む者として、沿岸部の過疎化は、短中期的な方針策定と呑気な事を言っている場合ではないように感じます。	市内小中学校児童生徒数の現状や将来推計を踏まえると、教育環境の向上、教育の質の充実を目的とした学校配置の適正化は喫緊の重要課題であると考えております。 第二中学校区の児童生徒数は、平成28年5月1日現在(学校基本調査による)、約400人余りですが、今後10年間で約3分の2に減少することが見込まれています。特に千本小学校の児童数は約3分の1にまで減少すると推計されています。 このため、第二中学校区は、本年3月に教育委員会で策定した「沼津市立小・中学校の適正規模・適正配置の概略方針」において、早急に適正化の検討が必要な地域として位置づけております。	無
民間活力を活用した契約制度の推進				
3	7/20	民間活力を活用して契約制度を推進という民間委託は、最終手段だと思います。やる事をやっての白旗であればいいのですが、無能ぶりを他に公言するような民間委託だけは避けたいです。	本市では、市民サービスの向上に向け、職員一丸となって常に創意工夫を図りつつ、様々な事業に取り組んでおりますが、公共が行う業務の中でも、民間に委ねることで、より良い公共サービスの提供やコスト削減などの効果が期待される業務につきましては、積極的に民間活力の活用を検討してまいります。	無

番号	提出日	意見の内容(要約)	意見に対する考え方	修正の有無
民間活力を活用した契約制度の推進 重点推進改革－8 図書館への指定管理者制度の導入				
4	7/20	<p>取り組みのスケジュールについて 平成30年度から指定管理開始とされていますが、指定管理者制度の中身について課題整理する期間が今年の8月迄と期間が短く、他市の導入事例等を調査研究する期間が設けられていません。</p> <p>指定管理者制度を導入するのであれば、指定管理者制度を行っている図書館について調査研究する期間を設け、沼津市にふさわしい運営形態にするための仕様確定、業者を選定するための方針の策定など、図書館サービスの品質を守るためのスケジュールを立てるべきと考えますが、スケジュールの見直しや変更は無いのでしょうか。</p>	<p>図書館の指定管理者制度の導入については、これまで本市の事業仕分けや市議会においても質疑がなされてきたところであり、その導入に係る課題整理につきましては、県内で既に導入している浜松市立中央図書館への視察やレンタル大手T S U T A Y Aなどの事業を展開するカルチャ・コンビニエンス・クラブが指定管理者となっているいわゆるツタヤ図書館の管理運営や、その他の事業主体による指定管理などについて情報収集する中で、導入した場合のメリット、デメリットについて整理を進めてまいりました。</p> <p>これらの資料につきましては、本年8月に開催する図書館協議会でご協議いただいた後、図書館ホームページで公表いたします。その後、図書館利用者を対象とした図書館に望むサービス等に関するアンケート調査の結果や今後の図書館協議会及び教育委員会での意見を収集する中で、指定管理者制度の導入方針を決定し、その方針につきましては、来年1月の図書館協議会においてお示しする予定であり、本プランに掲げるスケジュールに基づき、取り組みを進めてまいります。</p>	無
5	7/20	<p>図書館協議会の意見について 平成20年7月23日、沼津市立図書館協議会より、図書館の指定管理者制度の導入の是非について「指定管理者制度は、導入しないものとする。ただし、今後公立図書館における指定管理者制度導入の動向を注視しながら、研究を継続するものとする。」との答申が図書館のホームページで公開されていますが、現在の図書館協議会では、指定管理者制度の導入についてどのように考えているのでしょうか。</p>	<p>平成20年度の答申以降、図書館協議会として指定管理者制度導入について協議していただく場はありませんでした。</p> <p>今後は、本年8月に新たに任命される委員の皆様との意見交換を踏まえ、考え方を整理してまいります。</p>	無
6	7/20	<p>蔵書の管理業務について 佐賀県の武雄市図書館の指定管理者が行った「貴重な郷土資料の廃棄」や「グループ会社が運営する書店の不良在庫の押し付け」が大問題となりました。</p> <p>指定管理者制度が導入された場合、図書館の窓口業務などの業務は指定管理者が行うと思われませんが、図書館の資産である蔵書の選書や廃棄などの業務は指定管理者が行うのでしょうか、または市の直営業務として残すのでしょうか。</p>	<p>図書資料の選定・除籍は、市立図書館が定めている資料収集基準や除籍基準等を踏まえ、市民の要望や地域社会の状況に配慮する中で、司書や日常的に利用者にかかわる職員等が相互に確認しながら作業を行うことが重要と考えております。</p> <p>指定管理者制度導入後につきましては、資料収集基準に基づき、司書を中心とした選定会議で図書資料を選書し、作成したリスト等について教育委員会の図書館所管課において確認し、購入手続きを取ることを考えております。また除籍資料についても、除籍基準に則り、経験のある司書等が確認の上、所管課で承認した図書について除籍手続きを取ることを考えております。</p>	無

番号	提出日	意見の内容(要約)	意見に対する考え方	修正の有無
7	7/20	<p>指定管理者が選書業務を行う場合の図書の購入について 宮城県の高賀城市図書館は国内で3例目のいわゆる「ツタヤ図書館」ですが、教育委員会の判子がなければ図書館は図書を買うことができない図書購入の決定プロセスを導入しています。</p> <p>指定管理者が選書を行う場合、選書された図書の購入について、指定管理者が定められた予算の中で自由に図書を購入した後で市は事後承認となるのでしょうか、または購入前に教育委員会のチェックが入り、そこで了承された図書だけが購入されるような決定プロセスを導入するのでしょうか。</p>	<p>No.6の回答と同様に、資料の選定は、社会や地域事情等を加味し、資料収集基準等に基づき選定する必要があります。</p> <p>指定管理者制度導入後につきましては、教育委員会において策定した基準等を基に選書会議を開催し、購入したい図書資料等(選定資料)のリストを作成します。そのリストを図書館所管課で確認し、承認された図書について購入手続きを取ることを考えております。</p>	無
8	7/20	<p>地区センター図書室について 図書館が指定管理者制度を導入した場合、市内15ヶ所の地区センター図書室の取り扱いについて、現行どおり図書館の分室として扱われるのでしょうか、または各地区センター図書室が独立した図書室となるのでしょうか。</p>	<p>地区センター内の図書室は、各地区センターの指定管理者である各地域のコミュニティ等により既に運営されております。図書館に指定管理者制度を導入した後におきましても、より良いサービスの提供のあり方を検討してまいります。</p>	無
9	7/20	<p>自動車文庫について 図書館ホームページの自動車文庫の案内には、2台の自動車文庫が図書館から遠い地域にお住まいの方や、老人福祉施設等に向いて図書館サービスを提供されているとありますが、指定管理者制度導入後は、自動車文庫も現行どおり継続されるのでしょうか。または廃止されるのでしょうか。</p>	<p>図書館で実施しているこれらのサービスにつきましては、今後、どのようなあり方が望ましいのか、検討してまいりたいと考えております。その上で、指定管理者との連携、役割分担について検討してまいりたいと考えております。</p>	無
10	7/20	<p>他市図書館と連携する相互貸借について 利用者からリクエストされている資料について、国立国会図書館や静岡県立図書館、他の公立図書館が所蔵している場合、所蔵館から取り寄せる相互貸借サービスについて、指定管理者制度移行後も利用できるのでしょうか。</p>		無
11	7/20	<p>図書館の利用者登録の相互利用協定について 図書館のホームページの利用案内に、沼津市立図書館の利用登録について、沼津市内に在住、在勤、在学している者の他、相互利用協定を結んでいる市町の在住の図書館利用者が登録できるとありますが、指定管理者制度が導入された場合、相互利用協定は継続されるのでしょうか。</p>		無
12	7/20	<p>ボランティア団体の扱いについて 図書館で、点字図書、拡大図書、録音図書などを作成しているボランティア団体が活動されていますが、指定管理者制度導入後も引き続き各団体は図書館を利用して活動できるのでしょうか。</p>		無

番号	提出日	意見の内容(要約)	意見に対する考え方	修正の有無
13	7/20	<p>沼津市の図書館行政について 指定管理制度が導入された後、「沼津市子ども読書活動推進計画」などの図書館が行っている政策や図書館行政の所管は、どこ の部署が担当するのでしょうか。</p>	<p>図書館は、赤ちゃんから高齢者まで、あらゆる人が利用する生涯学習施設の拠点であり、図書資料や情報の提供、読書活動の推進が重要な役割となっております。そのため、社会教育施設の一つとして引き続き教育委員会の所管となるものと考えますが、現時点では未定です。</p>	無
14	7/20	<p>市立図書館内の掲示において、「図書館が現在こういう状況なので、市はこうしたいと考えています。ですから皆さんの意見を求めます。」などの告知があれば、より広く様々な意見が寄せられるのではないかと思います。 プランを見たところ、「図書館こそ行政改革を進めなくてはいけない」とお考えのようですが、図書館のあり方をはじめ、一年間で検討決定というのは、あまりに早急で無理があるように感じます。 市民と接する機会の多い地区センター図書室の運営や図書館へ行けない人の利用が多い図書館バスの管理などを指定管理者制度で試行してから…というわけにはいかないのでしょうか？</p>	<p>現在、図書館利用者を対象とした図書館に望むサービス等に関するアンケート調査を実施しており、市民の皆様からの意見を求めています。 また、これまで指定管理者制度を導入している図書館の様々な形態を調査し、情報収集する中で、導入した場合のメリット、デメリットなどについて整理を進めながら、本市に適した指定管理者制度の形態について検討を重ねております。 これらに関する資料につきましては、本年8月に開催する図書館協議会でご協議いただいた後、図書館ホームページで公表いたします。 地区センター内の図書室は、各地区センターの指定管理者である各地域のコミュニティ等により既に運営されております。地区センター図書室及び図書館バスにつきましては、上記No. 8、9～12でお答えしたとおりです。</p>	無
15	7/20	<p>「改革の目標」に『民間のノウハウを活用した効率的かつ効果的な図書館運営』とあげられていますが、効率的とは？ そもそも図書館に「効率的」要素が必要でしょうか。</p>	<p>民間の新たな発想やノウハウの活用により、柔軟な雇用形態の導入や施設管理における合理化などが図られるとともに、司書などの専門職の充実など、より満足度の高い市民サービスを提供することで、効率的かつ効果的な管理運営が可能になると考えております。 地方自治体は、地方自治法の規定にあるとおり、組織及び運営の合理化に努めなければなりません。公の施設である図書館につきましても、同様であると考えております。</p>	無

番号	提出日	意見の内容(要約)	意見に対する考え方	修正の有無
16	7/20	<p>指定管理者制度の導入が前提となっていますが、課題解決のためには、図書館の役割と必要な機能の原点に立って検討する必要があります。</p> <p>そこで、次の点について教えていただきたい。</p> <p>① 現状において、図書館の専門性と図書館職員の専門性や業務が確保されているのか。</p> <p>② 教育委員会として、現状を改善するために、どのような努力をしてきたのか。努力の結果、教育委員会として改善の責任を放棄するのか。これまでに検討された内容と結果、目的とする改革プランにより見込まれる具体的成果を示す必要がある。</p> <p>③ 指定管理者制度の導入によって、職員雇用における削減経費は、どのようになるのか。具体的に示して改革を進めてください。</p> <p>④ 図書館への指定管理者制度導入については、全国で進んでいます。市民にとって良かったという結果になっているのか。図書館の社会的な役割(図書館法)は満たされているのか。</p> <p>⑤ 指定管理者制度導入による教育的成果はどのようにあるのか。具体的な検討はどのようにされているのか。示してください。</p>	<p>① 本市では、職員採用時に司書資格を条件に採用していません。そのため、利用者のニーズをつかみ、図書館資料を把握し、それをつなげる図書館の専門性の確保は、長年図書館に勤務し、様々な研修等に参加してきた経験豊富な臨時職員が担っております。</p> <p>② これまで、図書館ホームページの開設、電子メールによる予約受付や情報提供、15の地区センター図書室のネットワーク化による地域住民の方への図書利用の促進、また、魅力ある講演会や講座等の開催等により、図書館利用者の増加に努めてまいりました。しかし、人口減少やインターネットによる社会環境の変化は、図書館運営に大きな影響をもたらしており、生涯学習施設の拠点としてより一層市民の方に利用していただくためにも、運営方法を見直す選択肢として、本市に適した指定管理者制度の導入を進めることが有効であると考えております。</p> <p>③ 指定管理者制度導入による職員雇用の経費削減については、指定管理業務の範囲により差異があり、具体的にお示しできませんが、本制度を導入した場合、管理部門における事務の合理化、雇用形態の柔軟化などにより人件費の削減を見込んでおります。</p> <p>④ 人口15～30万未満の市立図書館のうち、指定管理者制度を導入している5市について調査したところ、司書数の増加とともに、多様な研修を実施し、レファレンス対応が改善され、また職員の接遇の向上についても高い評価が報告されており、図書館の社会的な役割を満たすとともに、市民にとっても良い結果であると考えております。</p> <p>⑤ 図書館では、子ども読書活動の推進として、絵本の読み聞かせを学ぶ講座や子どもたちが本に親しむボランティアによるイベント、また自動車文庫の小学校等への巡回などを実施し、子どもたちの読書環境を支援しておりますが、学校や保育園等との連携に課題があることも事実です。指定管理者制度の導入によって、より専門性の高い職員が配置され、子どもたちの図書館を利用した調べ学習の際に的確な資料提供が可能となること、また、図書館司書の学校への派遣によって、学校と図書館の連携力が高まり、授業を幅広く展開できるなどの事例もあることから、これまで以上の教育的効果が期待できるものと考えております。</p>	無
17	7/20	<p>「図書館とは、市民の生涯学習の拠点である」というならば、尚のこと、市直営の図書館であるべきであり、指定管理者に委ねてはいけないと思います。</p> <p>閉館時間の延長や館内スペースの有効活用などは、指定管理者制度でなくては、考えられないことでしょうか。</p> <p>効率的な運営体制とは、どのようなものでしょうか。民間業者でなくてはできない効率的な運営とは、何でしょうか。</p> <p>図書館サービスの充実とは、どんなサービスを指しているのでしょうか。民間業者のノウハウを活用した図書館運営とは、どのような運営なのか不安です。</p> <p>また、図書館専門職(正規職員)の配置をお願いします。利益追求の民間業者には、望めないことです。</p>	<p>公立図書館は、乳幼児から高齢者まで、あらゆる年代が利用する生涯学習施設の拠点として、利用者のニーズに合わせて図書資料や情報を提供し、読書活動の振興を担い、地域資料を保存し活用する等の役割があります。</p> <p>現在、指定管理者制度を導入している他の公立図書館でも、図書館運営はもちろん、学校図書館や保育園等へ司書の派遣、学校図書館運営の改善などの学校支援、データベースの整備などを行っており、本制度導入後も、公立図書館としての役割を果たしております。</p> <p>また、図書館職員は、司書資格を保有するのが望ましいですが、そのことを雇用条件とする行政機関はほとんどありません。本市では、臨時職員で司書資格を有する者や図書館勤務経験者を配置することで、その専門性の維持に努めてまいりました。自治体運営の場合、職員が定期的に異動するため、専門性の維持は困難ですが、指定管理者が、図書館勤務を前提に採用した専門職を配置することが可能であると考えております。</p>	無

番号	提出日	意見の内容(要約)	意見に対する考え方	修正の有無
18	7/20	<p>平成20年度の沼津市立図書館協議会答申で、指定管理者制度の導入によるリスクが挙げられ、そのことを熟慮したうえで検討を重ねると、導入は見送られることとされました。</p> <p>現在、公共図書館として公平性、公共性、専門性を高めるべく、運営を続けている沼津市立図書館において、制度導入におけるリスクを回避する確実性は持てず、なおかつ静岡県内において導入されているのは浜松市であり、他の市町が導入を決めていないものを、なぜ沼津市が率先して導入するのかと思います。</p>	<p>平成20年度の答申で指摘されたリスクは以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公共図書館では長い経験による専門知識の集積が必要とされ、短期間の契約で更新される指定管理者では専門性が担保されない ② 他の公共図書館、学校、ボランティア団体との連携・協働が困難 ③ 無料が原則の図書館において、営利を追求する民間企業とは相容れない ④ 図書資料の選定に公平性やその価値の確保について疑問 ⑤ 民間で図書館業務に係るノウハウを有するところは少ない <p>これらのリスクへの対応は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定管理者の選定に際しては、有司書資格や業務経験が長く図書資料の知識を有するものを配置する旨を仕様書に盛り込むことで専門性を担保します。また、現在雇用されている臨時職員を優先的に雇用していただくよう依頼することも考えております。(正規職員は3年程度で異動) ②④ 指定管理者と行政との連絡調整や図書資料選定については、行政の事務分掌等に掲示するとともに、他の公共図書館等との連携については指定管理者の仕様書に明記し、これまでと同様に連携を図ってまいります。 ③ 指定管理者制度を導入する際は、指定管理料の上限を定めます。指定管理者は、定められた指定管理料の中で、自主事業の実施、柔軟な雇用形態の導入、施設管理における合理化などにより、利益を上げることが出来ます。そのため、無料が原則の図書館においても、民間企業の参入するメリットはあると考えております。 ⑤ 静岡県内では、浜松市及び小山町で本制度が導入されております。また、全国の公立図書館への本制度導入数は、平成27年度(予定含む)までに474館(全国3,226館中)で、年々増加しており、学校図書館や保育園等へ司書の派遣や学校図書館運営の改善などの学校支援など、その効果についても事例が報告されております。 <p>本制度導入後は、月ごとの業務報告、利用者アンケート及びモニタリングなどを実施し、リスク管理を図ってまいります</p>	無
市民協働の推進 主要改革－9 市政への市民参画機会の拡充				
19	7/20	<p>パブリック・コメントについて、どこに掲載されているのかわかりにくく感じました。</p> <p>(公募委員募集については、応募の仕方が掲載されているだけで、いっとういう事をするかよくわからないのが多いことが、応募者が少ない原因ではないかと思います。)</p> <p>市民参画の機会を広げるためにも、ぜひ、わかりやすい意見を伝えやすい環境作り、IT活用による市政情報の効果的発信のみならず、意見交換の場作りをお願いします。</p>	<p>パブリック・コメントの実施に当たり、意見を募集する計画案や意見の提出方法等について、市ホームページをはじめ、各市民窓口事務所や市立図書館などの公共施設に資料を配置するなど、なるべく市民の皆さんが身近で入手・閲覧できるように努めております。</p> <p>公募委員の募集については、委員の役割や会議開催予定日数などの具体的な情報も掲載するなど、より公募委員に応募しやすくなるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、パブリック・コメントの実施や市民の声システムによって、市民参画の機会や意見収集に努めてまいりました。政策形成過程における市民参画の促進及び積極的な説明責任を果たすため、ワークショップの開催などを盛り込んだ、より市民の意見を取り入れるための事務手順を作成し、公正で開かれた市政実現に向けて取り組んでまいります。</p>	無